

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、北条南中学校では、「いじめを許さない学校」を最重要課題に掲げ、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。また、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】 青少年健全育成推進協議会

【校内】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

【家庭地域等】

P T A 役員
学校評議員、
青少年健全育成推進協議会
民生児童委員

【外部専門家】

松山市教育支援センター
弁護士
学校医
所轄警察署 等

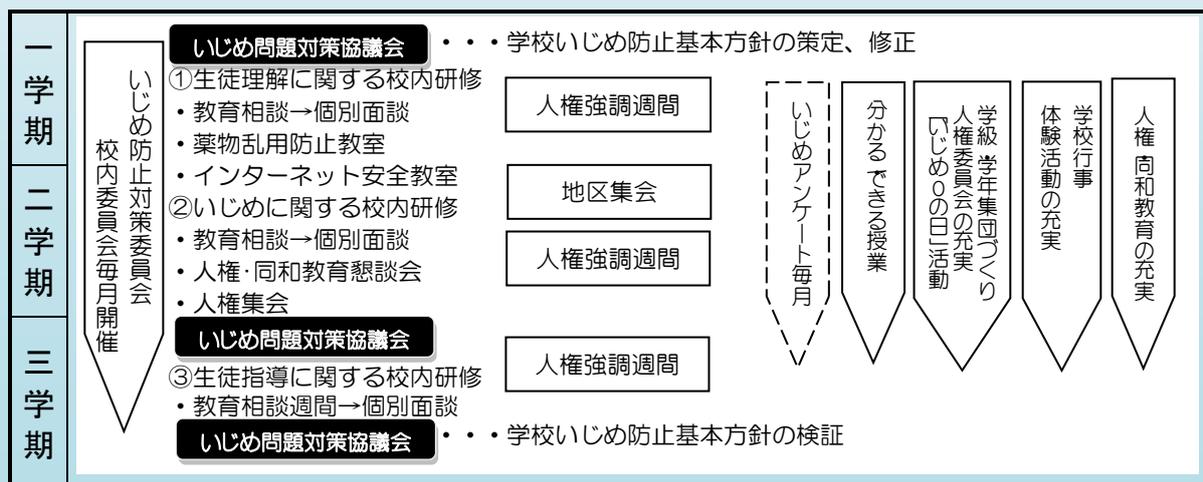
【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
子ども総合相談センター
法務局
医療機関

【いじめの未然防止】

- ① いじめの重大性を全教職員が認識し、校長のリーダーシップの下、報告・連絡の相談を徹底して全校体制で指導に臨む。
- ② すべての生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ③ 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用しいじめ防止等に関する研修や、人権・同和教育に関する研修を年間計画に位置付け、教師の対応力や実践的な指導力の向上を図る。
- ④ 授業改善を推進し、すべての生徒が参加し活躍できるよう工夫した「分かる」「できる」授業によって、確かな学力の定着と向上に取り組む。
- ⑤ 互いに認め合い、心のつながりを感じることができる学級・学年集団づくりに努め、自己有用感を高める。
- ⑥ いじめに関する正確な知識をもち、その知識を基に、正しく行動できる行動できる生徒の育成に努める。さらにいじめについて訴えることは正しい行為であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出した生徒は学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から教職員が言葉と態度で示す。
- ⑦ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑧ 人権強調週間や生徒会組織として設置している「人権ボランティア委員」の活動を充実させ、全校で人権意識を高める活動を実施し、全ての生徒が互いにお認め合い、支え合う、温かい人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑨ 「まつやまいじめ0の日」の活動や、人権学習等生徒の活動を通して、自他の命を大切にしようとする心を育てる。
- ⑩ 松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」への参加を通して、他校との交流を図り、生徒自らが、いじめのない学校づくりに積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑪ いじめ問題に対する学校の基本方針を保護者や地域に周知し、理解を得るとともに、家庭やP T A、地域の関係団体といじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【いじめ防止対策年間計画】



【いじめの早期発見】

- ① 「松山市いじめ対応アクションプラン」をもとに日常的な観察を行い、生徒の変容を見抜くとともに、教師間で情報を共有し、蓄積する。(学年部会、生徒指導部会、職員会)
- ② いじめに関するアンケートを毎月実施するほか、個別面談、生活記録の活用等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 教育相談日を毎学期設け、生徒の悩みに素早く気付くことができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラー等、専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を運用して、教師に直接相談しづらい生徒や、第三者からの通報などを通して、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口(「松山市子ども総合相談」等)について、保護者に周知する。

【いじめに対する措置 ー早期対応とエスカレート防止ー】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場で直ちにその行為をやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を進める。
- ③ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ④ いじめられた生徒またはその保護者への支援
いじめられた生徒から事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り抜くための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について保護者の意向を確認するとともに、適切な助言・支援を行う。
- ⑤ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じては、松山市教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止、松山西警察署との連携を含む)を立て、毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめられた生徒といじめた生徒の今後の関係の見届け
いじめられた生徒といじめた生徒が同じ学校に在籍している状況は、いじめられた生徒にとっては、精神的な苦痛を伴うことが考えられる。また、その後の関わりの中で、新たなトラブルが起きたりしないように教職員で継続的に見守りを行う。
- ⑦ 集団への働きかけと継続的な指導
集団生活の向上のためには、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を徹底するとともに、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。(全校集会、学級活動、生徒会、掲示物等)
- ⑧ ネット上のいじめへの対応
不適切な書き込み等については、松山西警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑨ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は松山西警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに警察に相談し適切に援助を求める。
- ⑩ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告し、協議の上、当該事案に対処する。学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの悩みやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子や持ち物が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事に積極的に参加させてください。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとって安らぎの場になるよう協力をお願いします。